

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の二の規定に基づき、特定建築物を次のように定める。</p> <p>特定建築物は次に掲げる建築物以外の建築物とする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 鉄骨造及びアルミニウム合金造の建築物で次に該当するもの。</p> <p>一～八 略</p> <p>五 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物で次に該当するもの</p> <p>イ 高さが二十メートル以下であるもの</p> <p>ロ 地上部分の各階の耐力壁、構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合することを確認すること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「0.7」とあるのは「1」とする。</p> $\Sigma 2.5\alpha A_w + \Sigma 0.7\alpha A_c \leq ZW A_i$ <p>この式において、A_w、A_c、Z、W及びA_iは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>令第七十四条に規定するコンクリートの設計基準強度（「設計基準強度」といふ。以下同じ。）に応じて次の表に定める係数</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の二の規定に基づき、特定建築物を次のように定める。</p> <p>特定建築物は次の各号に掲げる建築物以外の建築物とする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 鉄骨造の建築物で次のイからくまでに該当するもの。</p> <p>一～八 略</p> <p>五 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物で次のイ及びロに該当するもの</p> <p>イ 高さが二十メートル以下であるもの</p> <p>ロ 地上部分の各階の耐力壁、構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合することを確認すること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「7」とあるのは「10」とする。</p> $\Sigma 25A_w + \Sigma 7A_c \leq ZW A_i$ <p>この式において、A_w、A_c、Z、W及びA_iは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p>

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

Ai 令第八十八条第一項に規定する当該階に係るAiの数值

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書きの規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニ
コートン）

Z 令第八十八条第一項に規定するZの数值

A_c 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のつち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

A_w 当該階の耐力壁のつち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニコートン）	—
一八未満の場合	1
一八以上三六以下の場合	$\sqrt{\frac{F_c}{18}}$
三六を超える場合	$\sqrt{2}$

この表において、Fcは設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニコートン）を表すものとする。

Ai 令第八十八条第一項に規定する当該階に係るAiの数值

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書きの規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 卅
ログラム）

Z 令第八十八条第一項に規定するZの数值

A_c 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のつち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方センチメートル）

A_w 当該階の耐力壁のつち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方センチメートル）